

支部ニュース

団東京

2010年10月 No. 443

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- サマセミナー in 甲府の記録 (その2)
 - ・「裁判員裁判を考える」 支部長挨拶……………藤本 齊
 - ・パネルディスカッション「裁判員裁判を考える」
浦崎寛泰・一瀬晴雄・田岡直博・後藤昭
- 牛井すき家未払い賃金裁判 アルバイト従業員が大勝利……………大山勇一
- 私にとって弁護士とは一洋麺屋五右衛門裁判
(変形労働時間制のやつです)……………須藤 武
- 11・23東京地評「労働者の権利」
討論集会の記念講演は牛久保秀樹団員です!……………中川勝之
- 若手弁護士へのメッセージ
日本の司法の歴史的実態を知っておこう
百里基地訴訟の体験と欧米の司法を通して見た日本の司法とは……………池田真規
- 第22回ソフトボール大会のプログラム決定
- 9条まつり……………高石育子
- 事務所紹介 (お茶の水合同法律事務所)……………大辻寛人
- 新人紹介……………太田 茂
- 9月幹事会記録
- 日誌



サマセミナー in 甲府の記録（その2）

自由法曹団東京支部サマセミナー「裁判員裁判を考える」支部長挨拶

支部長 藤本 齊

みなさん、暑い中よくお出でいただきました。パネラーのみなさま、色々なご準備からはじめ今日は本当に有難うございます。

先週から今週にかけて、うちの事務所の若手弁護士達は異常なハイテンション状態にありました。うるさいっらない。事務所の初めての裁判員裁判の7日間5回法廷の前後です。ここにもいる上原さんから弁護人として直接法廷に立った若手だけでなく他の若手も続々傍聴席につめかけ全員が異常な興奮状態にありました。もう一人の弁護人の横山さんなんか、公判数日前からもう3時間睡眠位でも尚1週間ピンピンしてましたね。本人も寝てないことの自覚もなく、元気元気。もう、アドレナリンどころかドーパミンとエンドルフィンと、あらゆる脳内麻薬の全開状態、ランナーズハイの延々たる持続状態でしたね。



その高揚感とうるささを見ながら私は改めて強く思いましたね。やはりこの制度には、弁護士どもの本能、弁護士魂に、実に強く訴え、その力能を極限までも引き出そうとする力が奥深く宿っているのだと。それは、直接には、口頭主義・直接主義が裁判に持つ決定的な重要性を、誰より弁護士らが体でも感じてきたところからだと思いますが、しかし、このことが指し示している射程はもっと広くもっと深いものでもあるはずだと、強く予感させます。弁護士の真骨頂がそこにあるというだけでなく、特に若い弁護士がみなこうだったということは、この制度が広く人びとの大切な力能を引き出す力をも持っていることの証左である可能性が強いと、改めて思わせられます。

口頭主義・直接主義の形骸化については印象深く思い出すことがあります。40年近く前、私が修習生だったとき、どっちのだったか忘れたが私のクラスの裁判官教官があるとき、教壇から「証拠調べはどこでやるのだと思いますか？」と首をかしげながら問いかけて来ました。これで、「法廷で。」と即「正答」するほど我々のクラスも単純バカではなかった。暫くして誰かが小さな声でボソッと「家で、ですか？」といたら、「そうなんだよねえ。宅調日に家に持ち帰ってやるんだよねえ。」と。ま、このとき彼がはにかんだ顔でそういったか、職人的誇らしげな顔でだったか忘れましたが、比較的好きだった民裁教官の方だったら前者だったろうし、あの人の言いそうなことでした。責めを問われれば冗談と逃げるが、本気で憂えてもいたのでしょう。

証拠は密室で作るもの、証拠調べは家に持ち帰って行うものという時代だったのです。法廷が、従って直接主義も口頭主義もが形骸化させられつつありました。

自由法曹団がその伝統とする大衆的裁判闘争は、直接主義・口頭主義が窒息させられつつある状況の中でも、それらの精神を、少なくとも傍聴席と運動体等との関係でも何よりも重視し、それによって、裁判の公開の原則を、少しでも実質的に拡大することに努めて

きました。その力によって主戦場である法廷の外と中を有機的に繋げてたたくことを目指して来たのです。戦前の法廷から、また占領中の軍事法廷から、現在の裁判まで、団は、どの様な制度の下でも、この視点に向けてたたかってきたのです。

若い団員達の超興奮状態を間近に見ながら、この制度が、先に言った様な時代からの決別へのひとつの契機たりうる可能性を持つことを改めて強く感じました。一方、色々な検討課題も指摘されて来ています。実施後、既に1年数ヶ月。実践の中での見直しに向けた検討もが同時に遂行されていくべき時期を迎えつつあります。

さだまさしが、“Rubicon river ♪”と歌う「その橋を渡る時」という歌があります。「この橋を渡る時 必ず一度は振り返るだろう 置き去りにしてきた大事なものを深く自分に刻むために しかし、もう二度とそこへは戻らないとの決意を改めて固めるために・・・」という思いを歌います。

裁判員制度は、新制度である以上、最高裁や法務省や自民党政府や等々の様々な妥協なしには来れておりません。あれもこれもとはいかない中で、あれかこれかで切ってきたものでもあります。だから、一度振り返る必要がどうしてもあります。しかし同時に、再び、あの、証拠は密室で作るもの、証拠調べは（宅調日に）家でやるものという、あの時代に戻らせてはならない、その深い決意も新たにしたいと思うのです。

さあ、充実したセミナーを始めましょう。

（セミナー記録の扱いについて）

内容が極めて大量で濃密なため、支部ニュースでは概要に留め、資料等も含めた特別報告集を本部総会までに発行します。

第1部

講師紹介

浦崎弁護士（58期）千葉の法テラス事務所に勤務。覚せい剤取締法違反事件の裁判員裁判で全面無罪を勝ち取りました。

一瀬弁護士（48期）団員で、多摩地域で多くの刑事事件を担当され、強姦事件の一部否認の厳しい裁判員裁判事件を担当したことをご報告いただきました。

後藤昭教授（一橋大学）研究者の見地から、個々の事件の分析と、これからの裁判員裁判についての見直し議論についてアドバイスいただきました。

田岡弁護士 二弁刑事弁護推進センターで、弁護士の裁判員裁判の取り組みを強化し、弁護の質を高めるための模擬裁判などを担当されました。



浦崎 寛泰先生

（概要）

1 まず、浦崎さん担当の無罪事件について報告を受けました。

事案の概要は、日本人男性が袋入りの偽造パスポートの運び屋を頼まれるのですが、本命はお土産といって渡されたチョコレート3缶の中の覚せい剤で、成田で発覚し逮捕勾留された事案です。

チョコレート3缶に覚せい剤約1キログラムを持ち込んだが、全く覚せい剤が入ってい

ると知らなかったのが故意を否認し無罪を主張しました。昨年11月に摘発され、公判は今年6月でした。ご存じの通り、無罪を勝ち取った事案でした。

検察側の決め手は不自然な重さであったことが最大のポイントで、正規のチョコの缶の重さは700g、覚せい剤が入ると1kg。しかも手荷物でなくかばんの中に入れて運んでいるのでかばんに入れる時にしか重さを実感していない。公判前整理手続で検察側が「不自然な重さ」と主張したことに対して求釈明を徹底し、何と比べて不自然なのか、どういう証拠から不自然と言うのかななどを詰めた結果功を奏したという印象でした。

同じチョコを自分用の土産にも買ったのですが、それは機内持込手荷物で、持ち比べる機会もなかったことから、検察の主張が崩れてゆきます。

税関職員が挙動を疑ったのも、そもそも偽造パスポートを持っていることから当然ですし、税関でも要注意人物扱いだったので、税関職員の不審視も当然で、有罪の証拠とはなりません。

供述の変遷という弱みはあったのですが、パスポートの依頼をした人物甲をかばってのことでした。自分は密輸という重大なのに他人をかばうかを、手厚く説明し成功しました。

それからパワーポイントを使って弁論を実演していただきました。

続いて田岡弁護士にコメントをいただきました。

「裁判員裁判が良い方向で働いたと思います。裁判官の裁判だった時には「重さの違いがわかったはず」となりえたかもしれません。裁判員はその裁判に集中し、起訴されていない別の犯罪については判断しないことがいい結果をもたらしている。事実関係には争いが無い事件で証拠は検察官が出したものでほぼ決まりでした。求釈明すなわち主張の時点で確定させているところがポイントと言えるでしょう。「重さが不自然」との、根拠を明らかにさせしぼらせた、正規の缶との比較や、税関の感覚のズレが際立ったところでした。証明予定事実で、検察が正規の缶を手荷物バッグに入れていたと事実誤認しており、持ち比べる機会が実際にはなかったというミスを的確に弾劾しました。

技術的な面では、いろんな法廷で弁護人の評価が低いのですが、確かにばらつきがあります。検察は一枚の用紙で説明します。裁判員はメモとりたがり、資料もほしがります。一種ペーパーに基づく裁判の要素が復活しているみたいです。弁護人も見劣りしない資料作成と弁論の実演ができる必要があります。検察官の向こうを張ってノウハウを蓄積し共有してゆかねばなりません。」

また、後藤先生からは以下のようなコメントをいただきました。

「完全な無罪判決で、歴史的な判決と言えるでしょう。裁判官がやっていたらどうでしょうか。裁判官と話してみても、ちゃんとした人がやれば裁判官裁判でも無罪かも知れない、裁判員だからという断定はできないかもしれません。ただ、関心持ったのは事後の報道で「証拠が足りない」という感想がありこれは裁判員らしい。やはり他事件への影響など余計な心配をしないでよい裁判員らしさが発揮された無罪判決と言うべきでしょう。

検察側が控訴したと聞いていますので、控訴審がどうなるか心配です。そもそも裁判員裁判で、裁判官の論文を基本とする限りではこれが逆転無罪になるようなことは無理だと思うが、東京高裁刑事9部という特長ある裁判官のいる部にかかったと聞いており、

気にしております。

このあと、質疑応答がありました。覚せい剤の密輸と偽造パスポートの密輸の報酬の対比や、裁判員の雰囲気、弁論でのパワーポイントの使い方、弁論の経験等について質問が出ました。

2 続いて一瀬団員から住居侵入強盗強姦未遂一部否認事件のご報告をいただきました。

立川支部の事件で、むしろ失敗した事件という感想です。というよりもともと期待できない事件というべきですか。6月15日
起訴、7月3日選任でした。公判は2月18日から24日までの
5日確保、土日をはさんで、おり比較的時間に余裕がありました。

事案の概要は、清瀬で無人の野菜売りの料金箱をあさろうと徘徊して、結局空き巣にはいり、中で女性がいたので逃亡して追いかけてこられないように服を切り裂いてテープで手足を縛った、女性はその際に陰部に指を入れられたので強盗強姦未遂とされた事案です。逮捕時には被告人はズボンを下ろしており、靴も脱いでいました。



一瀬晴雄 先生

事件を受けて被告人の弁解を聞いた時に、空き巣はありうるが「拘束」までありうるのか、着衣を切るのはいせつ的な意図だろう、逃げるため、裸にすれば追ってこないと言うが、男にそもそも追ってくるのか、という疑問を持ちました。逮捕時にズボンがひざまで下がっていた、くつがそろえてあったのも奇異な弁解と感じられました。

しかし、警察の失態も大きく、警察官は玄関で拘束しましたが、捜査員がくるまでの現場の写真がない状態でした。また、被害者が現場で保護され、女性警察官に指まで入れられたと供述しながら、被告人の指の検体がなく、検体採取がされていない、相当時間経過後被告人の手の指の検体を行いました。手を洗ったりしており、体液は検出されなかった。また、被害者は強姦されまいとして意図的に排尿したというのですが、被害者の下着等の鑑定あるかと思ったが、適切に鑑定がされていないというポカがあり、結局、脱がされたあとに排尿したかも、勘違いですねということで決着しました。

「住居に侵入し、女性の着衣を切っておいて強姦の意図なかった」というのをどうやって裁判員に理解してもらえるのか、悩みました。否認を自白事件にしようかと思ったこともある、被告人は「それでは認めようか」というのですが、改めて聞くとやっていないということで最後まで本人が「住居侵入、強盗は認めてそれ以外やっていない」というところから動きませんでした。

検察の証拠は、類型開示のほか、任意開示を受けました。記録の厚さ10センチ弱のところ3分の1が類型、任意が残りでした。証拠請求は結局2センチ分くらいで、調書や報告書でした。残りは不同意にして被害者、警察官尋問を行いました。

裁判員はパソコンで選任されるようで、検察弁護とも立ち会って選任しましたが、男女3名ずつで、年齢的にも20代、30～40代、60代くらいと揃いました。

裁判員は、真剣に聞いていました。被害者尋問は、被告人を弁護人の隣に座らせ、遮蔽して実施しました。裁判員からは被害者がよく見え、裁判員の女性は涙浮かべそうになっていました、これは厳しかったです。

量刑検索ができるので類似事件を見ましたが、同種前科ありで8～10年、なしで5年6月でした。5年以上はありえない、意見としては5年相当と弁論したところ、求刑12年、判決は公訴事実のとおり、10年でした。

裁判員は真剣に事件に参加していました。一般の人を集めたと思ったのでいいかげんな審理をしているのではないかと思っていましたが、全く誤解でした。裁判員裁判だからと言って弁護人として特別なことはないのではないのでしょうか。わかりやすくやるということと同じでは。

一ノ瀬団員の報告を受けての田岡さんのコメントです。

自分も求刑ごえの判決を受けました。裁判員制度になったからと言って刑はそれほど変わっていないのではないかと思います。基本は求刑7から8割、思ったほど重くなっていない。過剰な反応があれば裁判官が引き戻すのかもしれませんが。ただ、性犯罪については重くなっているのですが、これはそもそも性犯罪への法廷刑が軽すぎたのではないかと思います。また、裁判員は更生可能性に注目しているようです。介護疲れの挙句のものは猶予がつくことが多い、反省していないのは重く評価するという傾向はあるのでしょうか。何でも主張すればよいということはないと思います。冒陳、弁論では情状をもっと重点を置いた方がよいのではないのでしょうか。本件は強盗で、理由はともあれ服を切っています、強姦と取られることは防ぎ難いのでしょうか。裁判員としては致傷か殺人未遂かの分類は関係なく、量刑が問題と考えるのです。検察は安心、統一的、で一方弁護人は場当たりのと思われているようです。

同じく、後藤先生のコメントです。

量刑傾向は、必ずしもデータが十分ではないでしょうが、重いのは否認したからか、性犯罪だからかは分からないですね。わいせつは認めて強姦は否認するというのはどうだったのでしょうか。でも、被告人が言ってくれなくてはできませんから、弁護人にとっては難しいところです。昔は被告人がどうしても弁護人が一方的に「こういう風にやるんだ」ということがあったかもしれませんが、今はそうしない。法曹倫理でもそう教えていないでしょう。専門家としての合理的な判断をどう伝えるかが難しい事案でした。裁判官は、被告人は弁解するものだと思っているが、弁護方針の選び方について、依頼者との関係で方針のたてかたが重要になってきています。

裁判員は刑罰の効果に期待しているのではないのでしょうか。重くしたら事件が減るのではないか、保護観察は役立つのではないかと期待しているようです。むしろ法律家は冷めています。更正するためには刑務所に入れない方がよいと考えます。この点で議論・対話ができていないのでしょうか。これは「何のために刑法があるのか」という哲学的な問題です。刑罰を重くしたら犯罪が減るわけではないというところでは、裁判員に正しい刑罰観をもってもらうように教育する必要があるのかもしれませんが。

その後、質疑応答で、本件の情状のポイント、有利な情状を作ることの困難な事案の対策、行為責任から行為者責任に移行している可能性はないか、裁判員は被告人の人物・経歴など知りたがり特別予防の観点が強い、再犯の可能性を否定すれば軽くなりう

るのではないかと、刑務所の情報集めようと更生プログラムの提示を求めたが全部断られたなどの議論がされた。

第2部：2年後の見直しのために団支部として何ができるか

弁護士会の現状として田岡さんからの報告をいただきました。

見直しは2年後に迫っており、共通認識を持つことが大切なので、分かっている範囲の情報を報告します。

件数は多くない、予想より少なく1898件です。予想されていたナビと見比べますと（データ編）、当初3800件のところが1900件で、半減しています。昨年急に減ったわけではなく対象事件は一貫して減っています。

強盗致傷でいえば1100件が500件です。

件数が戻ったのが覚醒剤で、持ち直しているというか最近増えています。その結果、千葉だけが予想件数に届いている状態です。

東京本庁は千葉より少ないので、本庁は4部刑事部をへらし、21部から17部となります。その分の人員などは千葉へまわすことになるそうです。

一部起訴の問題が指摘されていますが実際は少なくなっています。厳しくても起訴に踏み切る姿勢です。期間は、起訴から判決までは予想より短くなっています。しかし、ずっと公判前整理手続をやっているところがあり、全般的傾向かはまだ分かりません。そして、第1回から判決までの実審理時間が短すぎるという批判が出ています。半数が3日で終わっている、4割位が当初予定より少ない、短いという感想が多いです。中に強盗殺人でも、十分評議できなかつたという感想がでています。3日は短いという感覚です。

裁判所が一生懸命スケジュールを立ててその通りに予定どおりに終わらせている感じですが。仮に陪審となれば、審理がどれだけかかるかはわからない。裁判所は裁判員には9時半登庁5時退庁にこだわり、裁判員がもっと協議したいという要望にも応じないようです。なんとか評議をまとめることに専念し、評議の途中で休憩をいれたり、土日を挟むということもやっています。

公判前整理については時間がかかっている、もっと早く進めたい。そのために、検察に任意開示で出せるものは出せと言いますし、弁護側にも類型証拠開示がまだといっても暫定的主張をだせだせと迫ってきます。公判前整理の2回目くらいには日程を予約させるようなせかしぶりです。

弁護士の弁護活動の関係では「わかりやすさ」の批判があります。そもそも「被告人を擁護する」ということの弁解の難しさ、古くて新しい課題ではないでしょうか。ききとりづらい、文字が多い、表がわかりにくいなど、検察とも対比されて努力がまだ不足しているということでしょうか。ただ、個人の活動としてやってゆくと大変な作業です。

評議の関係では、資料を裁判所において帰る仕組みですが、東京地裁では、検察はパブリッシャー1枚で実施します。パワーポイントは記憶に残らない、紙なら評議に持って行けるからです。

8割が勤め人ですから紙の方がわかりやすい。そうなる紙を説明することに一生懸命にな



田岡 直博先生

り、新たな書面主義のようにも思えます。弁護人はペーパーレスだったり紙を出したりで評価はばらついています。

裁判員の出頭については、事前の出頭免除理由が広く半数がこない、呼び出しのところはかなり減っている、仕事が忙しい、高齢と言えば広く認められるという話が出ています。

裁判員をやった感想としては非常に良い経験だが9割、当初やりたくなかったがやって良かったといっている人が多い。やりたいという人はむしろ困る人が多い。法学部出身の人とか法律論を妙に振り回す人もいます。一方普通の人の方がぼそっと良いこといったりする。官ではありえない判決もありました。先の放火の事件で5時間20分の間、他の人が放火した可能性があるとするなど。

2件が検察官控訴されています。間接事実しかない場合でも有罪とされています。

責任能力を正面から争った事件はまだありません。

被害者参加の事件では被害者参加ゆえにおもいということはないようです。

情状の面では、若年、前科なしとかが評価されない、弁償はして当たり前という評価です。

後藤先生からのコメントです

想定された範囲内の運用ではないかと思います。責任能力や死刑求刑はこれからです。うまく審理・判決できるか問題でしょう。すべりだしの評価としては間違っていないと思います。

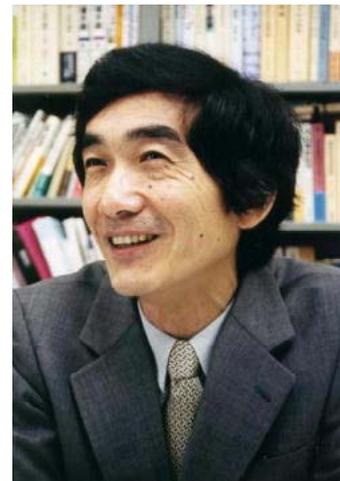
裁判員裁判が日本社会に何をもたらしたのか。1号事件はマスコミが注目しました。裁判員が上を向いたとか下を向いたまで報道され、一つの刑事事件にこれほど注目されたことは珍しいのではないのでしょうか。裁判員制度ができたことによって刑事司法の関心が高まったことは間違いないでしょう。

望ましい変化であろうが、問題になりうるのは一般市民の感覚がストレート過ぎて、合理的な運用が難しくなるのではないかという点です。ポピュリズムという弊害のおそれ、専門家にまかせているからということで通らなくなります。「専門家」の役割はより重要になった、弁護士だけでなく、法律研究者にとってもそうだと思います。

運用の具体的問題点としては、審理期間は予定どおりかと思うが、通りすぎる、ゆとりをもって、早めの判決が起きてもよいのでは、評議の時間が予定よりかからないこともあるでしょう。裁判所がスマートに行くのに気を遣い過ぎているようです。もっとはばというか許容度を持った方がよいのではないのでしょうか。裁判員には不満を持たれた方もいたようです。

公判前整理については、急げ急げと言いますが、そういう裁判官の感覚は理解できない。たまるばかりでならば促進する必要もありますが、この形では一定たまるのは必然でしょう。集中審理は準備に力を入れてこそできるので、準備を急がせるのは理解できません。未決勾留長期化の不利益には保釈や長期間の未決算入もあるでしょう。

審理については、口頭中心になり主張はかなり口頭主義、証拠調べについては予想していたのに比べて調書利用が多い。同意書面が多いかと思いますが、捜査報告書は合意書面に近づいていますが、同意書面のままでは、調書裁判から脱却できていないことになります。



後藤 昭先生

控訴については、被告人控訴は多いが、正面から認められたものはないようです。2項破棄はあって刑を変えたものはあります。示談できたりすると、量刑不当争いになります。量刑不当の検察官控訴はないので、かなり我慢しているのではないのでしょうか。しかし無罪になったのは我慢できない、7月の2件の控訴は、そういうことでしょうか。

田岡さんと分析ちがうところで、前科を立証につかえなかったのは不満の原因になるでしょう。確定すると今後の影響が大きい。危ない、高裁からすると破棄しやすい、前科の法律的関連性、それは裁判員ではなく裁判官が判断すべきと主張します。前科についての判例になるかもしれない。裁判員裁判だから厳しく考えなければならない、前科の証明力を過大に考慮する必要があると考えているのでしょうか。

見直し論ですが、大きな変更は難しいのではないのでしょうか。「どうしようもない」ことにはなっていないでしょう。一部の方は「廃止せよ」というでしょうが、説得論はないだろうと思います。適用範囲については議論されにくいでしょう。性犯罪とかはありうるかもしれません。裁判員の守秘義務が重すぎるとおもいますが、どこまで課すか。義務を解除することにはならないが、学術研究目的の開示は認めてほしいです。評議について科学的検証ができるように。このままでは根拠にもとづいた研究ができない。団でも意見が出ていますが開示証拠の扱いについて廃止論もあるが、「法廷で調べた後は目的外使用できる」とかやって広げていくことでしょうか。そこでも学術研究目的の開示は認めてほしいものです。

お二人のコメントを踏まえ、08年10月意見書を基礎に、見直しについて以下に取り組むかを議論しました。

①公判前整理についての諸問題

従前の話と違い、制限を課してきている、非公開の実態や訴訟指揮、不当な限定について公開してゆく必要があるとの意見に対し、公開で予断が与えられるのではないかと、むしろ裁判官に予断を与えるチャンスとして活用できるのでは、との反論があった。また、公開についてはそこで忌避や異議などで争って突破して来たところから実現を期待する声もあった。

実際に取り組んだ経験で、責任能力が問題になりうる事案で鑑定請求があっさり通った、検察が簡易鑑定を任意開示で出してきた。これは簡易鑑定がないと、裁判員裁判が中断されるところだからと思われる。正式鑑定があるとき公判前に再鑑定はないだろう。任意開示で満足している弁護人がいるが、必要なもの出ているのかチェックすべき。安易に納得せず要求すると争われるといやなので出してくる。

裁判員制度は公判前整理はさげがたい制度と理解しているので相当な時間が保障されないといけない、身柄拘束を解くべきであろう。

また、公開が無理な現状では不十分な中でもあとから出てきた証拠については原則出せるようにすべきではないかとの意見に対し、主張立証制限の問題で、防御が制限された実態や弊害があったのかの実態を確認すべきであるが、検察にとっても同じ問題があり、弁護人だけが制限されない結論にはなりにくい検察も分厚い立証はできなくなっていると意見があり、実質公平の点からは編面的に検察は制限を受けるとされてもいいのでは、という

意見も出た。

アリバイ証拠の扱いについても、義務づけられると予定主張に入れねばならず手の内が明かされるが、求釈明して固めるなどの工夫が必要である。

弾劾的証拠をどこまで出すかは、内容が予測ができない、法廷でどんな発言が出るか、反対尋問の実効性確保をどこまで保証できるか、一方事前に出すと手の内を明かすことになる。補充立証が裁判員ではできないという感覚、真実発見に反すると裁判官が思うので厳しい。公判前で出ていれば検察が反証できることになる。

証拠の目的外使用の問題では、必要とする関係者は確定記録取り寄せや民事の文書提出命令で足りるのではという意見が出たところ、因果関係否定するような証拠不同意がされたという反論が出され、条文通りだと提出どころか準備にさえ使えないことになってしまうとの指摘もあった。一方、堀越事件で高裁では開示はされたが証拠調べ請求却下された、全弁護人は誓約書を作成させられた、との報告もあった。

証拠の絞りの問題で、裁判官事件でも全記録は25センチあるが公判証拠に2センチくらいしか出てこない実例があり、裁判員裁判が始まったことによって裁判官裁判も変わりつつあるのではないか、前科ないとか普通に言ってきたのか通じなくなってきたのではないかという経験に基づく報告があった。この点は何が変わって、何が変わっていないのか検証する必要がある。

身柄拘束の問題で、裁判員裁判は公判前整理手続から長期化することが通常であるから保釈されないと大変だが、保釈率は75%。争う事件で保釈はほとんどない。

刑事司法改革にどうつなげるか、について、裁判所のスケジュール進行への異常な配慮で審議での議論が十分になされていない可能性があること、裁判員への漠然とした守秘義務の問題など改善の議論に弊害となる。記者会見でも職員がいるので良かったという話しか出てこない。マスコミが追跡してきくと、批判的な話があったり、記者会見ではいえないこと話したりする。直後の話でいけないことをどう拾っていくかが大事

弁護士会、団意見書、救援会、民主党意見書、社民党・共産党意見書それぞれいろいろ言っているが、大体同じこと言っている。立法的に解決することができるのではないか。少なくとも問題点の理解は一致している。刑事事件としては今まで変わらないところが変わらうと思うと弁護人の力量がとわれる。実際にやりながらよりよくすることが大切。やるとのめりこむが責任が重い。新しく開拓していく分野で技術もさらに磨いていく必要がある。

(佐藤幹事長のまとめ)

充実した報告ができた。4時間たっぷり時間があるかと思っていたがそうではなかった。良い面も出てきたと思う。リップサービスで終わらせない、良きものは続け、改善すべきは改善させるという態度で臨みたい。この成果を本部に伝えていくつもりである。



牛井すき家未払い賃金裁判 アルバイト従業員が大勝利

城北法律事務所 大山 勇一

1 突然の「認諾」、そして中労委でも勝利！

牛井と言えば、かつては「吉野家」「松屋」が有名でしたが、いまや業界トップは「すき家」です。全国に1000店舗以上あり、すべてが直営店となっています。

その牛井すき家仙台泉店で働いていた福岡淳子さんらアルバイト従業員3名は、株式会社ゼンショーに対して未払い賃金の支払いおよび紛失立替金の返還（合計99万円余）を求めて裁判をたたかってきましたが、本年8月26日に会社は突如として請求を「認諾」し、訴訟は終了しました。2008年4月に提訴したこの裁判は、本来であれば、9月10日に最終弁論を行って結審となる予定でしたが、その直前になって会社は「白旗」をあげてきたのでした。

また、偶然にも同じ8月26日には、福岡さんらが加入する首都圏青年ユニオンが申し立てていた不当労働行為（団交拒否）救済申し立ての再審査について、中央労働委員会は都労委に引き続き団交拒否の事実を認め、会社の再審査申し立てを棄却しました。

2 訴訟の争点

このように牛井すき家に関連した2つのたたかいで大勝利したことは、福岡さんから原告を大いに励ましました。弁護団も心から喜びました。証人尋問まで行なって最終準備書面も提出しあとは結審を迎えるだけとなった時期に被告が「認諾」をしてくるなど、私にとっては初めての経験でした。

まず、訴訟について説明します。本件訴訟の争点は、大きく言って4つあります。1つはアルバイト従業員が「労働者」と言えるか。2つ目は福岡さんが店長だった時期に「管理監督者」だったのか。3つ目は就労時間について（会社は監視カメラに写っていないのは就業していないのだと言って賃金の詐取だとまで主張してきた）。4つ目は強制的に立て替えさせられた紛失金（お店の売上金）を取り戻すことはできるのか。

最初の争点については「おや？」と思われるかもしれませんが。しかし、驚くべきことに、会社はアルバイト従業員の「労働者性」を本気で争ってきました。これについては、採用経過や就労実態を具体的に明らかにするなかで、会社の主張を粉砕しました。同様に「管理監督者性」についても、時給960円、店長手当2万円程度しか支払われず、労働時間の裁量が全くなく、本社からのファクス、マネージャからの指導に従うだけの店長は、まさに「名ばかり管理職」だということを明らかにしました。

3 会社の組合敵視の姿勢

牛井すき家に関しては、もともと渋谷店で働いていた学生アルバイトたちが、お店のリニューアルを口実に全員解雇されたという事件が起き、彼らが首都圏青年ユニオンに加入して粘り強い団体交渉の末に復職を果たし、残業代の割増分を支払わせたという勝利が発端でした。残業代の支払いについては、全国のアパート従業員にも波及し、このことはマスコミでも大きく取り上げられました。このニュースをたまたま聞いた仙台泉店の福岡さんが組合に加入したというのがつながりの始まりでした。

福岡さんらは過去分の残業代を支払ってもらい、あわせてシフトの差別が行なわれているので、それを解消してもらおうと考え、青年ユニオンに加入し、会社と団体交渉を行おうとしました。ところが、団体交渉の日時が決まった段階で、会社は突然、その日時を取り消し、「青年ユニオンがそもそも労働組合かどうか疑義が生じた」などと不合理な言いがかりをつけて、実質的には団体交渉を拒否し続けてきました。

しかし、これはあまりにもおかしい主張です。というのも、渋谷店の事件では青年ユニオンと協定書まで締結しているのですから。青年ユニオンは不当労働行為救済申し立てを行い、2009年10月に都労委で救済命令を勝ち取りました。それでも会社はなおも団体交渉を拒み続けたことから、中労委でのたたかいとなったのでした。

4 青年ユニオンの取組みが会社を追い詰めた

このすき家の事件は青年ユニオン弁護団として取り組んだ初めての訴訟であり、また会社の組合敵視の姿勢があまりにも露骨だったということもあって、青年ユニオンを代表するたたかいとなりました。

全国各地のすき家店舗で宣伝行動を行いました。私も渋谷のすき家店舗の目の前で、「牛井すき家は法律どおり残業代を払え」と書かれた横断幕を掲げてのアピール行動に同行したり、また仙台の労基署前でテレビカメラを前に拳を振り上げたりしてきました。また、品川にある本社ビル前でも盛んに宣伝を行ないました。あわせて、東洋経済やダイヤモンドといった経済誌にもすき家の横暴を取り上げてもらいました。もちろん、毎回の弁論では多数の組合員や支援者が法廷に駆けつけてくれました。さらには、労基署へ是正指導を求め、刑事告訴も行いました。会社を追い詰めるためにあらゆる手立てを講じたと言えるでしょう。

会社が最終的に認諾で逃げの一手を打たざるをえなかったのは、青年ユニオンの粘り強い取組みのためだと思われます（なお、会社はこのような取組みをもって「青年ユニオンは政治団体である」などという珍妙な主張も行なっているのですが）。

5 しかしたたかいはまだ続く

認諾によって金銭要求は満足しましたが、福岡さんらの待遇はいっこうに改善されません。通常であれば、1年に2度面接があり、そこで審査されて昇給となるのですが、福岡さんらは訴訟提起後一度も面接を受けていません。仙台泉店の他の従業員に対しても面接を実施していません。また会社は、原告らが刑事告訴をしたのに対抗してか、逆にまかない飯を窃取したという嫌疑をかけて恫喝の手段として逆

告訴をしてきました（もちろん不起訴となりました）。

このような組合員への嫌がらせ、差別はいまも続いています。このような問題を解決するためにはぜひとも団体交渉を実施しなければなりません。中労委命令が出たあとも、会社は団体交渉を拒否したままです。福岡さんらは、会社の仕打ちにもめげることなく、誇りを持って働いています。弁護団と青年ユニオンは、引き続き、従業員の待遇改善を求めてたたかっていく決意です。

6 大きな希望を与えたすき家事件

アルバイト従業員が立ち上がり、業界トップの企業を追い詰め、最後は認諾で会社を屈服させたというニュースは、近時増大している非正規労働者に大きな希望を与えたいと思います。実際に、青年ユニオンに加入している多くの組合員が元気をもらったと述べています。

弁護団は、福岡さんらの前向きな姿に逆に励まされてきました。福岡さんは第1回弁論において以下のような意見陳述を行っています。

----- 株式会社ゼンショーは、「世界から飢えと貧困をなくす」ということを掲げて、ポスターを作成し、店舗に掲示を義務づけていますが、足もとにいるわたしたちの労働条件がまさに「飢えと貧困」です。ぜひ裁判官には、このような実態を取り上げていただき、全国1万人以上のすき家従業員の労働条件および処遇を救済していただきたいと思います。なにとぞよろしくをお願いします。

今回の勝利、そしてまだ続くたたかいは、きっと、他のすき家従業員、あるいは全国の非正規労働者の待遇改善につながっていくと確信しています。

本件は、笹山尚人団員、佐々木亮団員、そして大山が担当しました。

以上

私にとって弁護士とは

洋麺屋五右衛門裁判（変形労働時間制のやつです）

須藤 武史

私にとって弁護士とは、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。と規定されているとおりのカッコイイ存在です。一言で表すと正に「先生」です。来世があるなら（笑）弁護士を目指してみようと思います。

私がそう感じるようになったのは、私の裁判の代理人をしていただいた、笹山尚人弁護士（東京法律事務所）、西田穰弁護士（東京東部法律事務所）、蟹江鬼太郎弁護士（旬報法律事務所）の3人の先生方に出会えたからです。

先生方には、記者会見・打ち合わせ・意見陳述・証人尋問・厚労省への聴取・集会など様々な場面で力になっていただきました。分かりづらい文書、私の稚拙で足りない言葉、まとまらない考え、遅い原稿、ネガ・ポジ合わせた様々な心情を、実に丁寧に解説し、補完し、整理し、受けとめていただきました。

蟹江先生には主任（？）として実務や裁判所と相手方とのやりとり全般をやっていただき、期日の過ぎた意見陳述書作成に朝まで付き合ってくださいました。西田先生には私のおよそ現実的ではない意見や建設的でない思いを常々熱く汲み取って方向づけていただきました。笹山先生には厚労省聴取で私の争議への思いを実に的確に代弁していただきました。先生方どなたからも、温かい言葉と熱い闘う姿勢に、時に励まされ時に勇気をいただきました。



それらを、事務所からの経営責任の追及（笑）も有るで在ろうなか、持ち出しでやっていただいた事は本当に感謝に堪えません。有難くて、申し訳なくて、もはや足を向けては眠れない存在です。どちらにいらっしゃるか分からないので最近逆立ちをしながら寝ています。何度もどうでもいいやと諦めそうになりましたが、お陰さまで勝利を手にすることが出来ました。この場を借りて改めて感謝を申し上げます。笹山先生、西田先生、蟹江先生、本当にありがとうございました！！

最後に、弁護士とは弱者の声や思いを社会と司法の場に通用する形に変えて権利を勝ち取っていただける、無くてはならない存在だと思います。

その立場から弱者の味方である弁護士を補償する司法修習生の給費制度は存続すべきだと思います。

11・23東京地評「労働者の権利」討論集会の記念講演は牛久保秀樹団員です！

事務局次長 中川勝之

2007年から始まった東京地評「労働者の権利」討論集会も今年で4回目。東京の労働者、労働組合、弁護士らが一堂に会しての研究・討論集会として認知されつつあります。

記念講演は牛久保秀樹団員による「職場環境と働き方 ディーセント・ワークから見た日本の現状と課題」となっています。その後の分科会もトピカルかつ実践的なものです。参加無料ですが、人数把握のため、ファクシミリで参加申し込みをしていただければ幸いです。

日時 11月23日（火・祝） 午後1時開会

場所 東京労働会館（JR大塚駅徒歩5分・地下鉄新大塚駅徒歩7分）

内容 1 記念講演 午後1時10分～2時50分

「職場環境と働き方 ディーセント・ワークから見た日本の現状と課題」
牛久保秀樹（弁護士・新宿総合法律事務所）

2 分科会 午後3時～5時

第1分科会 「企業再編・乗っ取りとどうたたかうか」

第2分科会 「高齢者雇用継続と就業規則変更のたたかい」

第3分科会 「労働紛争解決の手段とその活用の仕方」

第4分科会 「職場の安全衛生活動」

日本の司法の歴史的事態を知っておこう 百里基地訴訟の体験と欧米の司法を通して見た日本の司法とは ～若手弁護士へのメッセージ

四谷法律事務所 池田 眞規

はじめに

明治天皇に直属する太政官政府が、欧米にならって憲法を制定したのは明治22年（1889年）。制定した大日本帝国憲法は「天皇は神聖にして犯すべからず」に始まる天皇主権の憲法である。この憲法理念の下で、裁判官は行政の一部である司法省の監督下にあった。このように戦前の日本の司法の独立は、民主主義の裏付けのない、欧米近代国家の三権分立の形式のみの真似ごとに過ぎなかった。これが敗戦（昭和20年）まで続く。日本が降伏した翌年の1946年11月には、早くも国民主権を宣言（前文）した新憲法が公布された。この憲法は国民主権を宣言し、司法の独立を規定（76条）した。この憲法の前文、非軍事・戦争違法条項（第9条）と人権条項は、核時代における人類が到達した最良の普遍的価値を含む憲法であることは疑いない。しかし、この憲法は、米国のアジア戦略拠点として永続的支配という米国の重大な国益を確保するために、天皇の戦争責任を免責し、かつ、長年の戦争に疲弊した日本国民の渴望する非戦条項を入れた平和憲法を提供することによって、たまたま当時の米国の国益と日本の国益が合致するという奇跡的な好条件のもとで実現した。したがって、国際情勢の変化で、米国の国益が変化すれば、これに連動して、米国に従属したこの国の憲法の最良の普遍的価値は、米国にとって悪しき障害物となる不幸な運命が待ちうけていたのである。新憲法に記載する「司法の独立」の規定も、米国と米国に主権的に従属する（日米軍事同盟）日本政府の国益の変化に対応して、悪しき影響を受けることになる。さらなる弱点は、天皇主権のもとで、明治、大正、昭和と3世代にわたり叩きこまれた「権力に従順な国民意識」は、敗戦後に国民主権の憲法が制定されたからと言って容易に変わりようもなく、個人として権力に抵抗する民主主義の基本理念は日本国民には未だ十分に育っていない。したがって、憲法制定後、米国の国益（特に対ソ、対中関係）が大きく変わるまでの一定に期間には、司法の独立は得られなかったかに見えたが、日本の司法の独立の実態としては余り進歩していないのが現状である。

私の法曹体験から日本の法律家に必要なことは、この現状認識だと考える。

1、最高裁まで31年を要した百里裁判の体験から司法の変遷の転換を見る。

百里裁判の焦点は、航空自衛隊の百里基地用地買収行為は「民事上の私的契約であるから憲法の適用は無い」と主張する国側の主張と、「国の買収行為は憲法9条に違反する」という農民側の主張の激突の闘いであった。

百里裁判の一審（水戸地裁）19年間の前半は、国側の主張を支持する裁判官の訴訟指揮の実現を法廷の弁論で阻止し、裁判官を説得する弁護団の死に物狂いの闘いであった。弁護団は「憲法裁判を公正に審理することを期待出来ない」という理由で、1963年か

ら8年間にわたり5回に及ぶ裁判官忌避申立を経て、ようやく、自衛隊違憲論の弁論を展開する機会を勝ち取った。実施した弁論の内容は、自衛隊違憲の審理の必要性及び自衛隊の実態論と違憲論である。この弁論を1968年10月から翌年7月まで連続7開廷（1開廷は午前午後終日）延べ38時間にわたる弁論を展開した。この間、裁判官は弁護団の論述に一切干渉はせず専ら聴取するのみ、傍聴は無制限で通路まで座り超満員が続いた。弁論が終わるや、1971年、裁判長はついに自衛隊統合幕僚会議の高官ら4名の外、学者、軍事評論家などを証人として採用を決定をする。弁護団は自衛隊高官4名の尋問に全力投入し、13開廷日、延べ72時間にわたる徹底的な尋問を実行した。自由法曹団の仲間からも「そんなの無理だよ」と言われた民事裁判を憲法裁判に転換させることに成功したのである。弁護団が闘えば、裁判官は一定の譲歩をすることが可能な時代であった。また百里裁判の一審では、法廷での弁論状況の録音はすべて自由であった。私はそのテープの大部分を現在所持している。次にやってくる司法反動が始まる前の法廷は、傍聴の制限はなく、腕章の着用、録音、裁判官へ訴訟進行についての意見も自由であった。

2、自衛隊違憲「長沼判決」から司法反動が始まり、百里裁判に影響が及び始めた。

1973年9月7日、札幌地裁が長沼ナイキ基地訴訟で「自衛隊違憲判決」の判決が出る。これに衝撃を受けた最高裁は、日米の支持的国益に照らし、直ちに司法行政に対し露骨な干渉を開始したのである。司法の反動化である。この影響で百里裁判の証人調べの後半、長沼判決が出た年の9月27日の弁論（奥平康弘教授の尋問予定）の当日、裁判長は、突然に、従来認めていた傍聴人の腕章の「取り外し」を命じた。弁護団と傍聴団が一丸となって抗議した結果、当日は裁判長は一方向的に退廷して閉廷となる。次の弁論の同年11月1日（浦田賢治教授の尋問予定）になると、裁判所は突然に傍聴券を初めて発行、傍聴人を制限した。法廷で弁護団は、傍聴券発行の抗議と前回の裁判長の腕章問題の訴訟指揮を糾弾し、弁護団と裁判長の間で激しい論争となり、傍聴団も怒り、裁判長を糾弾したため、裁判長は退廷命令を乱発、退廷に応じないため、ついに県警機動隊の出動となった。当日は、法廷が荒れることを予想して、東京地裁から臨時に法廷警備員を水戸地裁に派遣して警備態勢を組んでいた。最高裁の指令であることは明らかである。

こうして最高裁の下級審の裁判官に対する露骨な干渉の始まったのである。それでもなお、弁護団は、総力を挙げて1977年の一審判決に向けての最終弁論のために、八十万字800頁の最終準備書面を準備し、陳述の時間を1日午前午後終日で7日間を要求した。裁判長の強い抵抗によって半分の3日で妥協することになった。このように、次第に裁判所の法廷での権力行使が露骨になりだした。

3、日本の司法の独立の崩壊の実情

その後は、御存じの最高裁による青年法律家協会加盟の裁判官（当時司法修習生500人の半分は青法協会員であった）に対する執拗な脱退勧告、司法修習生代表の罷免、宮本裁判官の再任拒否、長沼判決をした福島裁判官の福島家庭裁判所への見せしめの転勤など留まるどころを知らない司法の独立の崩壊と墮落が続き、現在に至っている。一見、公正に見える日本の司法の実態は公正とは無縁である。

4、日本の司法の独立の障害物は最高裁が全裁判官の人事権による支配である。

裁判官も憲法第22条の居住の選択の自由を保障されている。最高裁は裁判官の人権を侵害しているのであり、裁判官は最高裁の任地の指定を拒否できるのである。 私は

1986年に、ギリシャの裁判所を訪問した際に、裁判官組合の事務所に案内されて驚いた。「裁判官組合の目的の第一は司法の独立を守るためである」と言われてショックを受けた。さらに、フランス、ドイツ、スペインでも裁判官の組合があることも分かった。ギリシャの裁判官は「裁判官に対する干渉は多い。干渉を受けた裁判官は、司法の独立を裁判官個人では守れないのだ。だから、干渉があれば組合の問題として解決するのが当然のことである」という。極めて当然の論理である。「日本の裁判官は最高裁の人事移動の指令で3年ごとに移動する」と言うと、「日本の裁判官には居住の選択の自由は無いのかね」と驚き「自分の権利も守らないで、どうして他人の人権侵害の裁判ができるのかね」と不思議そうな顔をするのである。

このような日本の司法の情けない後進性は、日本の「司法の独立」の最大の障害であることは、日本の若い法律家は肝に銘じておくべきである。

日本の裁判官は、検察官と同じように余り信用できない人種であることをお忘れなく。

5、日本の司法の将来展望

権力機構というものは、内部に矛盾を抱えると内部崩壊してゆく、というのが歴史の法則であるということを想起して欲しい。核時代において最良の普遍的価値を理念とする日本国憲法の理念から判断すれば、現在の最高裁判所が「高度に政治的な課題について司法は判断するべきではない」という統治行為論を維持して、結果的には、日本政府の「日米軍事同盟による高度に政治的な立場」を擁護するために、一貫して9条問題特に自衛隊違憲判断を回避する、という政治判断をするという矛盾を内蔵してきた。それがソ連の崩壊、米国の経済危機、9・11テロ、中国・インドの発展途上国の登場という世界の状況の変化に対応して、日米の軍事同盟的關係は、根本的な見直しが必要となる時代に状況は変化してきたのである。

古き時代の日米關係に固執する限り、政治的思考によって司法の反動化を進めてきた最高裁の司法行政は、内部矛盾を抱えていることは間違いない。その兆候はすでに日本各地で原爆症認定集団訴訟の21連勝、名古屋高裁の中東派遣の違憲判決、刑事事件の相次ぐ無罪判決、それに呼応するかのような検察庁内部の腐敗の実態が表面化した特捜部検察官の逮捕事件など、一部の良心的な裁判官の判決、検察庁内部の腐敗の内部告発は、時代が確実に変化を始めている兆候である。私ら在野法曹は、憲法の基本理念を基準にした運動を、国民の生活のなかで広めて行くのが日本の司法の独立を実現する初歩的な仕事として考えるべきだと思う。私はそれに付け加えて、核時代において人類が生き残るには「核戦争の被害者の声を世界に広げる」必要があると考える。これは日本しかできない仕事である。

在野法曹も、日弁連が裁判所と検察庁の連合した反動攻勢に太刀打ちする先頭に闘う会長として宇都宮健児弁護士を選んだことは将来展望を期待したからである。

われわれは、希望を持つことが出来る時代に生きているのだ。



10月29日 ソフトボール大会の プログラム決定

第22回ソフトボール大会は15チームが出場します。これは、支部ソフトボール大会史上、最多のチーム数です。当日は、予選リーグ、決勝トーナメント、順位決定リーグそして、懇親会と盛りだくさん。

試合に参加してなくても、審判だけでも結構です。野次馬観戦、懇親会参戦も大歓迎です。是非多くの方の参加をお待ちしております。

当日プログラム

9:30 開会式 (Cグラウンド)

- | | |
|-----------|------------|
| ① 開会宣言 | 司会 上原 公太 |
| ② 主催者あいさつ | 幹事長 佐藤 誠一 |
| ③ 優勝旗返還 | 代々木総合法律事務所 |



9:45 フレイボール

予選 (予選リーグ)

A~F グラウンド

第1試合 10:00~10:45

第2試合 11:00~11:45

大田スタジアム

第1試合 9:45~10:30

第2試合 10:30~11:15

第3試合 11:15~12:00

本選 (決勝トーナメント・敗者トーナメント・順位決定リーグ)

第1試合 12:00~12:50

第2試合 13:00~13:50

第3試合 14:00~14:50

15:30 懇親会

場所 **大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森 野球場 (去年と同じ)**

企画てんこ盛り！ とってもお得な『東京・九条まつり』へのお誘い

第一法律事務所 高石 育子

1 東京・九条まつりの開催

11月13日（土）11時～、「東京・九条まつり」が、大田区産業プラザP I Oにて開催されます！

これは、東京の様々な九条の会の「ネットワークを作り、交流・協力しあって運動を前身させよう」を目標に発足した「九条の会東京連絡会」が、企画しました。

東京で憲法九条を守る運動、さらには平和・民主主義・人権などの課題に取り組んでいる団体や個人が一堂に会して、自ら発表・表現し、また、多くの仲間とつながり合うための企画です。

そのコンセプトは、「九条の会運動が、地域・職場・学園の垣根を越え、世代を超え、交流を深く、密にすることを通して、九条改憲反対の強い基盤を東京で作り上げていく。」というものです。

と、言葉に書くと堅苦しいですが、『東京の九条の会が一堂に会して交流したい』『とにかく、憲法九条、平和、民主主義・人権をキーワードに、みんなで、盛大にお祭りしよう！』という企画です。

2 まつりの中身は

沖縄エイサーとジェームス三木さんのオープニングを皮切りに、

- *ピアノとチェロのコンサート
- *「九条演芸ホール」では落語、コント、マジック、ギター弾き語りなど
- *小森陽一東大教授、日野原重明聖路加国際病院理事長を初めとする講演・対談
- *蓮池透さんらによるトーク
- *高校生平和ゼミナールによる企画
- *九条の歌合唱団、ぞうれっしゃ合唱団、ジャズ演奏
- *DVD上映

などなど、ここには書ききれないくらい様々な企画が行われます。

と同時に、ホールでは、約80ものブースに、各九条の会や団体による、出店、企画が催されます。飲食、物品販売、展示、活動報告などなど、わいわいがやがや、まさにお祭り会場です。

6階建ての会場を、ホールも会議室も、全館1日貸し切りです。

（おお！リッチだ！）

しかも、1000円の成功協力券（カンパ）を購入すれば、入場できます。

（おおお！太っ腹だ！）

一日ではまわりきれないくらい多種多様な企画が催されるのに、これがたったの1000円の成功協力券で行けちゃうとは。まさにお得なお祭りです。



3000人規模のイベントになると予想しています。

詳細は、ぜひホームページをご覧ください (<http://www.9jo-tokyo.jp/link2.html>)

3 みなさんもぜひご参加を

この一大イベントに、団支部の皆さんも、ぜひぜひご参加ください。

また、東京連絡会を応援する法律家の会が、チラシ（1枚5円）と成功協力券（1000円）の普及の呼びかけをいたしますので、関係する九条の会や団体、市民の方々へお声かけくださいますようお願い申し上げます。

事務所紹介 お茶の水合同法律事務所

お茶の水合同法律事務所 大辻寛人

お茶の水合同法律事務所は、5人の弁護士と2人の事務局からなる事務所です。

弁護士は全員が自由法曹団の団員です。

修習期別の構成を見ると、11期が1名、17期が1名、33期が1名、59期が2名となっています。

珍しい構成だと思いますが、それはこの事務所が東京合同法律事務所のOBによって開設された事務所だからです。

11期の福島等弁護士と17期の西嶋勝彦弁護士と他1名（3年後に独立）が事務所を開設し、その後、33期の小口克巳弁護士が合流して、現在のような体制となりました。

59期の2名（私と渡邊恭子弁護士）は、現在の体制になってから、新規採用されました。

先輩弁護士3名は、それぞれ、数々の歴史的な事件、特に刑事事件を経験してきたベテラン揃いです。

福島弁護士は「再審においても疑わしきは被告人の利益の原則が適用される」という最高裁決定を引き出した白鳥事件に弁護人として参加していました。

また、西嶋弁護士は、八海事件など多くの刑事事件に携わり、現在も袴田事件の弁護団長として袴田巖さんの再審開始に向けて尽力されています。

小口弁護士は、最近では東京高裁で無罪判決を勝ち取った国公法弾圧堀越事件に弁護団として参加されています。

若手2名については、渡邊弁護士は生活困窮者に対する生活保護支援活動などを行っており、ホームレスの男性に対する生活保護却下の取消しを新宿区に求める新宿七夕訴訟の代理人として活動しています。

私は、神田駅周辺の住民がJR東日本に対して提起した、東北新幹線の高架の上に更に高架を積み重ねるといふ工事の差止めを求める訴訟に、弁護団事務局長として参加しています。

事務所は若手も含めて全員がパートナーという形態をとっていますが、若手には登録当初から様々な支援をしていただいております、とても助かっています。

ざっくばらんな雰囲気事務所で、弁護士会での委員会活動や弁護団活動などについて、も特に制限がなく、めいめいが興味のある活動を自由に行っています。

修習生のころに事務所を訪問した際、自由法曹団員の活動を紹介したパンフレットを拝見しました。その中に、修習中に傍聴し感動した東京大気汚染公害訴訟も紹介されていたのが、思えば団に加入したきっかけでした。

現在、私自身は、自由法曹団の企画や活動にほとんど参加していないので大変恐縮なのですが、事務所全体でいえば自由法曹団との付き合いは長いのではないのでしょうか。

とりとめのない紹介文になってしまいました。最後に、私が参加している神田の裁判についてホームページを紹介しておきます。

事務所紹介の記事なので反則的ですが、知名度の低い事件です。少しでも興味を持っていただける方が増えればと思い、掲載させていただきます。

住民作成のホームページ

<http://www.kanda-kankyo.net/>

弁護士作成のページ

<http://www.news-pj.net/npj/2008/kandaeki-20080620.html>

新人紹介

パートナーズ法律事務所 太田 茂

1, はじめに

現行63期こと新62期の(パートナーズ法律事務所)です、よろしくお願ひします。

二回試験に落ちて現行63期二回試験に合格したことから「現行63期こと新62期」と自己紹介しています。

2, 長所と短所

私の長所は面倒見がよく世話好きであるところです。

ただ、これは短所でもあり、世話好きが高じてお節介となってしまうところがあり相手に嫌われて落ち込んだりします。

また、涙もろいところも短所かもしれません。

3, 好きなこと

都電に乗ることです。都電はのんびりごとごと走るの、周りの風景を楽しめるところが好きです。事務所へ都電で通勤できるのでとても楽しいです。通勤時間が一番幸せな時間かも(笑)。

4, 悩み

二回試験に落ちてからは、弁護士に向いていないとか新司法試験に合格したのが間違っていたのではないかなどなどいろいろ悩む日々でした。

現在の悩みは、二回試験に落ちたため新62期なのか現行63期なのか、自分の所属がはっきりしないところです。自分の意識としては、新62期なのですが研修所的には現行63期のような感じです。

ただ、一方で、新62期の同期との関係では、出遅れて弁護士となったことから何

となく距離があます（すでに皆さん活躍していますので）。他方、現行63期の方をそれほど知っているわけではないし、帰属意識もありません（二回試験を受けただけですから当然といえます）。

一生中途半端な感じかもしれません。

5, 三つのモットー

わたくしは弁護士となるに当たり三つのことをモットーにすることを考えました。

(1) 人とのつながりを大事にする

私は、東京品川という義理人情に厚いところで生まれ育ちました(江戸っ子です)。ですから元々義理人情を重んじてきました。また、いい勉強仲間がいたことや励ましてくれた仲間がいたことなど周りの方々の助けがあったから二回試験に合格できました。

ですから、人とのつながりを大切にするとする弁護士になろうと考えています。

(2) 気軽にアクセスできる弁護士になる

法曹は1年間修習生として税金を使って研修を受け勉強させてもらいます。ですから、私たち弁護士が市民にとって敷居の高い存在になってはいけないと考えます。

そこで、市民が利用しやすく、かつ良質なサービスを提供する弁護士になります。

(3) 雨にも負けない弁護士となる

私は宮沢賢治が大好きです。宮沢賢治記念館にも何度か足を運びました。検事の作品の中では雨にも負けずが気に入っています。

そこで、宮沢賢治のように雨にも負けず、東西南北依頼者の元へ出かける弁護士になるつもりです。

6, やっと皆さんの仲間になれましたので（修習生時代から会合には参加していましたが）いろいろと勉強しながら団の活動をしていこうと思います。

よろしくをお願いします。

9月幹事会議事録

1 総会関係・古希表彰関係

表彰者、参加者関係はほぼ確定

・ 幹事・常任幹事

「自分たちの運動がここまで来たかと感慨深かった。

2 街頭相談

9月は予定したができなかった。北千住事務所との予定が合わなかった。給費制宣伝も絡めて10月17時—19時で後楽園前で実施。

北千住地域の都合も合わせてもらって11月15, 16, 17日のいずれかの夕方16時から18時で。

3 ソフトボール大会

ルール等は問題ない。審判についてのルール化が難しい。修習生等は現在の15チームに分散して所属してもらおう。チーム参加費は1チーム2000円。15チームでの大田スタジアム使用、懇親会3時半からの方向で。懇親会費用は一人2500円

4 9条祭り（11月13日11時～20時）～島田団員

情勢：改憲の危険性は遠のいているが、国会改革が済めば憲法調査会関係が再始動する可能性がある。地道な運動が進められている。東京で908の9条の会。全国的に伸び止まり。開店休業の9条の会もある。ここで一堂に会して3000人規模で交流したいと構想しているのが9条祭り。会場全部を1日借り切って歌、劇、踊り、映画などバラティ豊かな集まり。すべての世代の参加を企図している。首都東京で改憲阻止の基盤を作り上げ、安保問題・基地問題を共通にし貧困と平和の危機にも理解を進め、「憲法とは何かを」考え、あらゆる問題が憲法につながると認識する集いにしたい。あとは如何に人と資金を集めるか。赤字にはできない。700万円目標。チラシ・ポスターも準備完了。オルグと宣伝活動にまい進する。オバマがAPECで来るので、警備は自主警備で、30人体制で組みたい。各事務所に協力を要請したい。

5 サマーセミナー感想

平松：初日は進行どおりに進まないところもあったが、おおむね際場人裁判の最先端の話が出た。見直しへ向けての位置づけが今後の課題と思う。

横山：取り組んだことのない裁判のことで、準備がスムーズに進まず、迷惑をかけた。内容はよかった。弁護活動の視点からのみになったが、裁判員・裁判所の方向からの問題点も考えてみたい。大変勉強になった。→支部ニュースは概要にして、テープ起こしなどで報告書としてまとめて、本部の総会に間に合わせたい。

6 支部総会について

日時：2月25日、26日 場所：熱海
とりあえず次回事務局会議で候補を出す

7 修習生給費制維持

9.16パレードは成功、29日に50万署名提出

民主党は改善傾向、国民、公明、社民、共産は維持でまとまる。自民・みんな内は分かれている。丸山和也（参議院法務委員）が邪魔。

マスコミは地方紙は好意的、時々反対論が出る。ロビイングが重要な時期である。マスコミ対応も重要ではないか。論説委員などにもアタックすべき。日弁連も重視して接触していると思う。国会議員への押し込みとしてはかなりのものと思う。

仮に貸与が始まっても、免除させればいいので運動は続く。勝利までがんばろう。

8 支部ニュース

10月号の準備状況確認、11月号の掲載内容の討議

9 支部街頭宣伝の再開

サマーセミナーなどもありしばらく中断していたが、10月から再開。10月は21日午後5時～7時 後楽園駅前で実施する。11月は17日で北千住駅前です。多数のご参加を！

10 築地移転問題

卸売り労組（東中労）の書記長は民主党の代表戦に注目し、来年度予算に注視しており、現段階での動きは鈍い。梓沢弁護士はシンポには乗り気。参考人招致などは市場を考える会は反対し、相手方業界は賛成討論。民主党はどこかで裏切る。

次回10月28日幹事会を1時から開始して、2時から学習会を開き、1時間ほど話を聞いて意見交換する。

日誌 9月3日～10月4日

- 9月 3日 憲法改悪阻止共同センター幹事会（地評）
- 4日 上田清吉団員しのぶ会（学士会館）
- 7日 大量解雇阻止全国会議
- 8日 支部事務局会
- 9日 共同センター9の日街頭宣伝/修習生給費制維持街宣（新宿）
- 11日 憲法講座（専修大学）
- 13日 修習生給費制維持街宣（池袋）
- 14日 ソフトボール大会打ち合わせ
- 15日 修習生給費制維持街宣（渋谷）
- 16日 修習生給費制維持集会・パレード（霞ヶ関）
- 18日 本部常幹
- 21日 都議会開会日行動
- 27日 基地問題シンポジウム（日本教育会館）
- 29日 比例定数削減阻止集会（エデュカス）
- 30日 都民連知事選対策会議（地評）／支部幹事会
- 10月 1日 憲法会議幹事会（エデュカス）
- 3日 新東京政策研究会第2回シンポジウム（上智大）

先生と従業員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き（団体割引25%）です。
- ◎保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表（スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位：円・保険金額10万円）

- ◎入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。
- ◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。
- ◎病気で保険金を受け取っても、継続することができます。（通算支払1,000日まで）
- ◎最高89歳まで継続が可能です。（新規のご加入は満69歳までとなります。）
- ◎半年払（1月・7月払込）は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25～29才	790	4,440	960	5,410
30～34才	980	5,480	1,210	6,800
35～39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40～44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45～49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50～54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55～59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60～63才	2,370	13,290	3,320	18,660

※上表は平成21年12月20日以降加入時（中途加入を含みます）の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03 (3349) 3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ09-04479 (2009年10月26日)